

組合そくほう

信 州 大 学 教 職 員 組 合

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合事務局

直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)

内 線：811-2341

メー ル：akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 909 号 2021 年 10 月 27 日発行

ボーナス引下げについて合意に至らず

～ 法人側 コロナ・学生対策にも使わず ～

10月21日に労使交渉を行いました。組合からは榊執行委員長、高橋副執行委員長、樋口事務局長、青木中央執行委員、法人からは高口総務担当理事、古橋総務部長、小林人事課長ほか3人の担当者が出席しました。10月7日に行った事前交渉の本交渉です。

○法人提案の人事院勧告に基づくボーナスの引下げについて

法人側から人事院勧告（参考資料 給与勧告の骨子）に準拠し、ボーナス0.15月分の引下げを行いたいとの説明がありました。事前交渉での組合側の質問に対しては、以下のような回答がありました。

- 1) 昨年度のボーナス0.05月分の減額に伴う約4,400万円は、コロナ対策の約1億170万円の一部として充当（約4,400万円のみ使途としては、明確にできない）
- 2) 今回の引下げで法人側に残る予算の総額約1.4億円の使途は、事前交渉で組合側の学生支援などに使用すべきとの提案を執行部に伝えたが、当初の予定どおり①教育用設備の更新（約1億円）、②老朽化した施設・設備の長寿命化対策（約2億円）の一部に充当する予定で検討を進めており、これらも学生や教職員の安心安全の向上、大学の知名度アップなどに貢献するものと認識している。
- 3) 経済的に困窮する学生への支援は、「知の森基金」を活用し、昨年度は千余名の学生に約3,200万円、今年度も11月に500名に各3万円、1,500万円規模で支援を行うことを予定している。

これに対し組合側は、ボーナス引下げの撤回を要求しました。また、人事院勧告に基づくボーナスの引下げを行うのなら、コロナ禍で困窮した学生支援や教職員の福利厚生改善などに使用するように再度提案し、①、②の使途は、定常的な予算で対応すべきとしました。法人側は、これまでも人事院勧告で給与引上げの場合にも準拠してきており、今後もその方針は変えないとの主張でした。また、①については、各学部により案分するが、学生支援や教職員の福利厚生改善にも使用できるようにしていただきたいとの要望を伝えました。

しかし、双方の主張が折り合わず、合意に至りませんでした。これにより、12月の期末手当が現行の1.275月分から1.125月分へ引下げとなります。一人当たり平均して職員4.8万円、教員7.3万円の減額となります。組合としては今後も、給与と職場環境などの改善を要求していきたいと考えています。

なお、団体交渉後、法人側から非常勤職員（フルタイム）に、2022年4月から扶養親族手当を支給するとの情報提供がありました。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円(0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与407,153円、平均年齢43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

